

にいがた 2 km おいしさ DX 産学官共創プロジェクト外部評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画（令和7年3月22日認定）に基づき、にいがた 2 km おいしさ DX 産学官共創プロジェクト外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、にいがた 2 km おいしさ DX 産学官共創プロジェクトの進捗状況について、専門的見地から検証し、必要な事項を評価する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 新潟市DXアドバイザー
- (2) 新潟総合学院開志専門職大学 事業創造学部長
- (3) 公益財団法人新潟市産業振興財団ビジネス支援センター プロジェクトマネジャー

2 委員長は、新潟市DXアドバイザーをもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市政策部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和17年3月31日限り、その効力を失う。